《市町村教育委員会での取組をお願いしたいこと》

【提言4】

小中学校の裁量拡大の促進

家庭、地域との協働、そして地域に開かれた特色ある学校づくりを実現するためには、各学校においてそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、目標達成型の自主的・自律的な学校経営を行うことが必要です。そのような学校経営を後押しするために、全国的にも学校の裁量を拡大するための取組が進んでいます。取組内容の主な事例は次のとおりです。

【裁量拡大の主な事例(全国)】

学校と教育委員会の関係を定めている学校管理規則について、これまで教育委員会の承認が必要であったものを届出に改めるなど、教育委員会の関与を縮減。

(教育課程編成、補助教材の使用、修学旅行、休業日の変更など)

学校の創意工夫、自主的な取組に関して、各学校が企画・提案を行い、教育委員会において 評価・査定を行った上で、必要な予算を措置。

学校に対して、校長の裁量で執行できる経費を措置。学校経営計画の策定、事後的な評価と 絡めて実施。

(参考:文部科学省の全国調査結果)

「学校の意向が予算措置に反映される仕組み」を導入している市町村教育委員会の割合 平成 10 年度 4.8% 平成 18 年度 28.0%

「総額裁量予算制度」を導入している市町村教育委員会の割合 平成 10 年度 3.2% 平成 18 年度 23.1%

(参考:市町村財政担当等に対する要請)

平成 21 年 1 月に開催された市町村財政担当課長会議において、予算に関する小中学校の裁量権限の拡大等について県教育委員会から要請を行いました。

なお、昨年10月には、市町村教育長会議においても同様の要請を行っています。

【要請内容】 学校の意向が予算措置に反映される仕組みの構築

総額裁量予算制度の導入

校長への専決権の付与、専決額の増額 ほか

このほか、長期休業期間について、届出があれば校長が学校の実情に応じて夏休みを縮減したり、 二学期制を導入できるようにした教育委員会も増えてきています。このような取組は、特色ある学 校づくりに資することはもちろん、教員の負担を軽減する観点からも有効だと思われます。

県内の市町村教育委員会でも、規則等を改正し、勤務記録月報の廃止、口頭による着任届、勤務時間の変更承認申請の廃止、職専免の学校長承認事項の拡大など、承認制から届出制に変更したり、服務関係の権限を校長に委譲したり、事務そのものを廃止するなどの取組が行われています。また、事務処理や会計処理における校長の決裁権限を見直し、事務の簡略化と迅速化を図っているところもあります。

しかし、このような取組も、全県的な広がりはまだのようです。人事異動により他の市町村の学校に勤務することとなった場合に、服務関係などの事務手続きが相違することがないよう、他の市町村の取り扱いを参考にしながら、同様の手続きとすることが望まれます。

岩手県教育委員会事務局では、今年度、各教育事務所の協力をもとに、市町村立学校の裁量拡大に向けた検討を行いました。次ページ以降に「小中学校の裁量拡大(学校長への権限移譲)の視点と県教委の見解」としてまとめました。その内容を参考にしていただき、学校の裁量拡大に向けた取組をより一層推進していただくようお願いします。

小中学校の裁量拡大(学校長への権限移譲)の視点と県教委の見解

小中学校の自由度の高い学校経営を推進するため、緩和(廃止)すべきと考えられる諸規制 (国、県、市町村)及び移譲すべきと考えられる権限等について出された意見をもとに、県教育委員会事務局の担当課の見解をまとめたものです。

1 学校運営に関する小中学校の裁量拡大

- (1) 教育指導指針に定められている「担当」「委員会」について、必置とはせず、設置については小中学校の裁量に任せる。
 - 小規模校においては設置に苦慮している。
 - · 教育活動の中で、どこに重点を置くかは学校に任せてよい。

平成20年度内に策定する「平成21年度学校教育指導指針」において、平成21年度からの教育課程の編成については、各小中学校の実態に応じた弾力的対応を可能としました。

【学校教育室 義務教育担当】

(2) 地域連携窓口教員を必置とはせず、小規模校においては設置しないことを可とする。

地域連携窓口教員の必置については、見直す考えはありませんが、学校の規模や教員数等の実態によっては、教諭ではなく、教頭(副校長)が地域連携窓口の役割を担うことも可能と考えます。

【生涯学習文化課 生涯学習振興担当】

- (3) 長期休業日の設定の権限を、市町村教育委員会から小中学校長に移譲する。
 - ・ 授業日数の確保が必要となっており、市町村教育委員会規則では「 月 日から 月 日までの間で校長が定める期間」等と規定し、学校の裁量に任せてよい。
 - ・ 卒業式~高校入試~学年末休業開始のタイムラグにも対応する必要がある。
 - ・ 年間最低授業日数を市町村教育委員会が指示する方法もある。

目標達成型の特色ある学校経営に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【学校教育室 義務教育担当】

- (4) 学期の設定の権限を、市町村教育委員会から小中学校長に移譲する。
 - ・ 授業日数の確保が必要となっており、市町村教育員会規則を、3学期制を標準にしながらも、2学期制を可能とする規定に変更し、学校の裁量に任せてよい。

(県立学校においては、学校長の権限[県教育委員会に届出としている])

目標達成型の特色ある学校経営に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【学校教育室 義務教育担当】

- (5) 勤務時間の始終の時刻の決定権限と学校行事等に係る勤務時間変更の権限を、市町村教育委員会から小中学校長に移譲する。
 - ・ 年度当初の「教育課程編成届」と連動させることにより「学校行事等に係る勤務時間 変更承認願」の提出を省略できるとする方法もある。

(県立学校においては、学校長の権限としている)

事務の簡素化に資するものと考えますが、移譲に当たっては、適正な勤務時間管理となるようお願いします。

【教職員課 給与担当】

勤務時間の変更に係る市町村教育委員会への承認申請については、「廃止する」との方向性をまとめ、市町村教育委員会に検討を依頼しています(1)。 なお、平成20年10月1日現在、13市町村で実施されています。

【教職員課 人材育成担当】

(6) 特別活動実施の権限を、市町村教育委員会から小中学校長に移譲する。

事務の簡素化に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【学校教育室 義務教育担当】

「市町村教育委員会への届出とする」との方向性をまとめ、市町村教育委員会に検討を依頼しています(1)。

なお、平成20年10月1日現在、8市町村で実施されています。

【教職員課 人材育成担当】

- (7) 学校で選定した補助教材の、市町村教育委員会への届出又は承認申請を廃止する。
 - ・ 市町村教育委員会は選定基準を示すのみとし、選定は校長裁量とし、届出・承認申請 は廃止してよい。

事務の簡素化に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【学校教育室 義務教育担当】

(8) 小学校低学年で合科関連学習ができるよう、教育課程編成を弾力化する。

新学習指導要領の総則・教科等の規定に即して教育課程を編成することにより可能 です。

【学校教育室 義務教育担当】

1:平成20年3月31日付け教職第1050号通知

「岩手県公立小中学校事務共同実施推進検討会の検討会最終報告書の送付について」

(9) 教育課程の編成について、小中学校の裁量を拡大する。

目標達成型の特色ある学校経営に資するものであり、市町村教育委員会においては、 実現の方向で検討されるようお願いします。

【学校教育室 義務教育担当】

(10) 小中一貫した指導を進めるため、小6・中1の指導内容の弾力的な扱いを認める。

各小中学校において校種をまたぐ教科プログラムを作成することにより可能です。 【学校教育室 義務教育担当】

2 学校における事務の簡素化・廃止

- (1) 旅費の支出がない旅行命令については、旅行命令簿による旅行命令を可能とする。
 - ・ 旅行命令簿についての規定を市町村教育委員会において設ける。(県立学校については、旅行命令簿についての取扱いとしています。)

県費負担教職員の旅費については、市町村立学校職員の給与等に関する条例第34条において、「県立学校職員の例による」としていることから、小中学校においても旅行命令簿による旅行命令が可能です。

【教職員課 給与担当】

(2) 職員の勤務記録月報の作成・提出を廃止する。

「廃止する」との方向性をまとめ、市町村教育委員会に検討を依頼しています(1)。なお、平成20年10月1日現在、13市町村で実施されています。

【教職員課 人材育成担当】

(3) 着任届の作成・提出を廃止する。

「廃止する」との方向性をまとめ、市町村教育委員会に検討を依頼しています(1)。なお、平成20年10月1日現在、12市町村で実施されています。

【教職員課 人材育成担当】

(4) 職員履歴書の様式を全県で統一し、パソコンでの作成を可能とする。

平成20年3月に全県統一様式を示しています(2)。 【教職員課 人材育成担当】

1:平成20年3月31日付け教職第1050号通知

「岩手県公立小中学校事務共同実施推進検討会の検討会最終報告書の送付について」

2:平成20年3月18日付け教職第940-1号通知

「岩手県公立小中学校事務共同実施推進検討会の検討結果に基づく県費負担教職員の履歴書の取扱いについて」

(5) 校長承認の職専免については、申請書の作成を不要とし、整理簿による承認とする。

「申請書作成不要、整理簿による承認」との方向性をまとめており、市町村教育委員会の服務規程もその旨の規定であることから、市町村教育委員会に取扱いの徹底を依頼しています(1)。

なお、平成20年10月1日現在、30市町村で実施されています。

【教職員課 人材育成担当】

(6) 職専免の学校長承認の対象を拡大する。

「所属長承認の対象を拡大する」との方向性をまとめ、市町村教育委員会に検討を 依頼しています(1)。

なお、平成20年10月1日現在、25市町村で実施されています。

【教職員課 人材育成担当】

(7) 校長の県外出張の承認を廃止する。

(県立学校には同様の規定なし)

事務の簡素化に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【教職員課 人材育成担当】

- (8) 復命書について、校長の承認を得て作成を省略できることを徹底する。
 - 軽易なもので校長の承認を得たものについては省略可能であるとの規定だが、作成されているケースが多い。

(県立学校も同様の規定)

事務の簡素化に資するものではあり、規定を周知することは必要ですが、作成が必要かどうか(校長が承認するかどうか)は、旅行命令権者であり服務監督権者である校長が個別具体に判断するものです。まずは、口頭で校長に復命し、作成の有無を確認しましょう。

【教職員課 人材育成担当】

(9) 1週間以上にわたる年次休暇を与えたときの教育長への報告を廃止する。

(県立学校には同様の規定なし)

事務の簡素化に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【教職員課 人材育成担当】

1:平成20年3月31日付け教職第1050号通知

「岩手県公立小中学校事務共同実施推進検討会の検討会最終報告書の送付について」

3 学校における予算・管財等事務の合理化

(1) 予算に関する学校の裁量を拡大する。

学校の意向が予算措置に反映される仕組みの構築

ヒアリングの実施や予算要望書の提出など、各学校が特色を出すための予算要求を行った結果として予算を配当する。

「総額裁量予算制度」の導入

校長の裁量により、予算の総額の範囲内で事業間流用及び節間流用を可能とする仕組 みを導入する。

校長への専決権の付与、専決額の増加

一定金額・一定範囲(節)までは、校長の権限で予算執行できるようにする。

目標達成型の特色ある学校経営に資するものであり、事務の簡素化にもつながることから、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【教育企画室 企画担当】

平成21年1月28日に開催された市町村財政主管課長会議において「小中学校予算の 拡充等について」として、裁量拡大を要請しました。

【学校教育室 学校企画担当】

(2) 就学援助費・就学奨励費支給を口座振込とする。

(県立学校では口座振込)

口座振込による現金事故防止・事務簡素化も、現金支給による徴収金未納防止も、 いずれもメリットがあるため、市町村教育委員会において導入の可否を検討されるよ うお願いします。

【教育企画室 企画担当】

(3) 備品廃棄手続を簡素化し、学校長の申請・教育委員会の承認ではなく、学校長の専決(・教育委員会への報告)とする。

(県立学校では学校の権限)

市町村の財務規則等に則るものであり、市町村の備品管理システムの状況にもよりますが、事務の簡素化に資するものであり、市町村教育委員会においては、実現の方向で検討されるようお願いします。

【教育企画室 企画担当】